

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

## 第2期 和束町地球温暖化対策実行計画

令和5年度～令和9年度

京都府和束町

# 目次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 施設設備の改善等	4
2. 物品購入等	5
3. その他の取組	5
第4章 推進体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	6
2. 進捗状況の公表	6

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として策定するものです。和束町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする計画です。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和4年度とし、計画期間を令和5年度～令和9年度までの5年間とします。

目標年度については、令和9年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度です。

### 3. 計画の対象範囲

本計画では、指定管理制度導入施設等を除く本町の出先機関を含めた組織や施設における事務・事業を対象とします。

#### 計画対象施設

施設分類	施設名
庁舎	和束町役場、和束町役場西別館
保健・医療・福祉施設	人権ふれあいセンター、いきいきこども館、老人福祉センター、国民健康保険診療所、共同浴場
保育園	和束保育園
その他施設	グリーンティ和束、交流ステーション、町営住宅、和束中央浄水場、和束中央浄化センター、和束B&G海洋センター、和束運動公園、体験交流センター

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

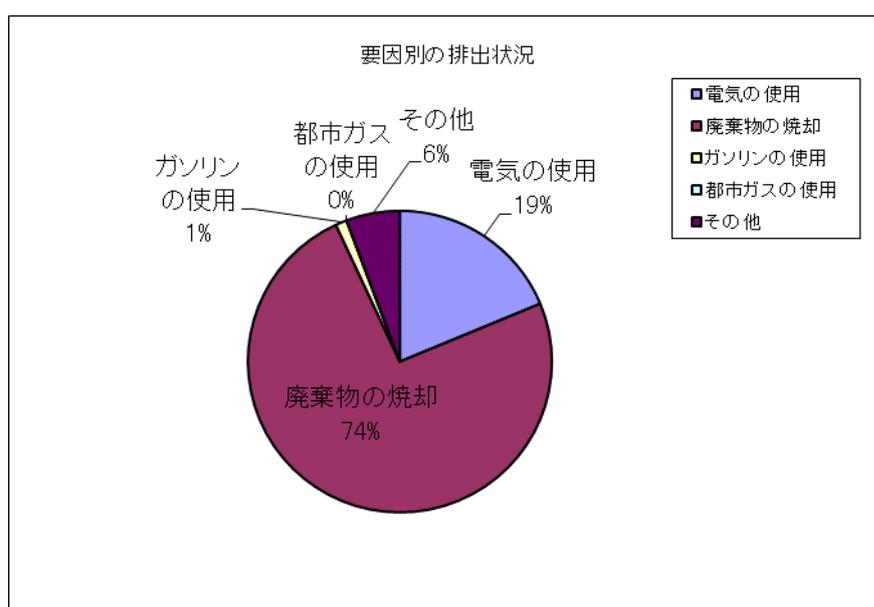
和東町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,127t-CO<sub>2</sub>です。

区分	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	2,127t-CO <sub>2</sub>

### 2. 要因別の排出状況

基準年度であるt-CO<sub>2</sub>令和4年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、廃棄物の焼却が1,581t-CO<sub>2</sub>で約74%と最も排出量が多く、2番目が電気の使用の398t-CO<sub>2</sub>で約19%となっており全体の約93%を占めています。

電気の使用については、和東中央浄化センターが98,853kg-CO<sub>2</sub>で約25%、和東中央浄水場が93,729kg-CO<sub>2</sub>で約24%と全体の約49%を占めています。



### 3. 削減目標

令和4年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和9年度の二酸化炭素排出量を、1.2%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 令和4年度	削減 目標	目標年度排出量 令和9年度
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,127t-CO <sub>2</sub>	1.2%	2,101t-CO <sub>2</sub>

## 第3章 具体的な取組

### 1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラス等)を導入する。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、電気自動車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

### 2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入する。

### 3. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。

- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・冷暖房装置の適正運転(冷房28℃ 暖房20℃)を図る。(クールビズ・ウォームビズの推進)。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・普段使用しない電気機器はプラグを抜く。

## ②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

## ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

## ④用紙類

- ・内部連絡にはできる限り封筒を使わず、使用する場合は、使用済みの封筒を再利用する。
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・Eメールなどを活用し、ペーパーレス化を進める。

## ⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・お湯の出っぱなしを止め、こまめに蛇口を閉める。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・定期的な点検を行い、漏水を防止に努める。

## ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

## **第4章 推進体制及び進捗状況の公表**

### **1. 推進体制**

この計画の担当は農村振興課とし、計画全体の推進及び進捗状況を把握する。

### **2. 進捗状況の公表**

計画の進捗状況については、定期的に広報誌やHP等により公表する。